

令和6年度川越市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和6年5月16日市長決裁

1 趣旨

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するための基本的事項を定めるものである。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、本市の全ての組織を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本方針の対象となる障害者就労施設等は、以下のうち、本市が必要とする物品等の調達が可能な施設等とする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等

ア 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行うものに限る。)

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所(A型・B型)

- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)

イ 重度障害者多数雇用事業所(※)

※重度障害者多数雇用事業所とは次の要件を全て満たすものをいう。

① 障害者の雇用数が5人以上

② 障害者の割合が従業員の20%以上

③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者(自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を

自ら行う障害者)

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

5 調達の対象品目

本市が障害者就労施設等からの調達を推進すべき物品等は、以下のとおりとする。

- ・物品（食品、縫製品、紙製品、雑貨、木工製品、農作物など）
- ・役務（印刷作業、軽作業、清掃作業など）

6 調達の目標

令和6年度の調達目標は、前年度実績を上回る額とする。

〈参考〉令和5年度調達実績額

9, 7 0 7, 5 1 3 円

7 調達の推進方法

- (1) 障害者福祉課は、障害者優先調達推進法の趣旨を全庁的に周知し、現在各所属において実施している物品等の調達について、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から調達を行うよう依頼する。
- (2) 障害者福祉課は、障害者就労施設等が提供可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報を発注部署に提供する。
- (3) 事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など、調達可能な物品等を各発注部署において十分に検討する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号に規定する随意契約を積極的に活用する。

8 その他

本市は、物品等の調達のほか、障害者就労施設等が供給する物品の庁舎内での展示販売や障害者就労施設等が供給できる物品及び役務の情報の周知に努める。